

しょうひせいかつ 消費生活センターをりよう（利用）しましょう

4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられました。成年になりたての若者が消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあります。困ったとき、不安なときは、消費生活センターをご利用ください。

① 消費生活センターって？

自治体が設置する行政機関で、契約や悪質商法・製品事故・多重債務等の消費生活に関する相談をお聞きし、解決へのアドバイスやお手伝いをします。また、トラブルを防ぐための啓発も行なっています。

《 例えば…こんなトラブル 》

<p>突然自宅にセールスマンがやってきて契約してしまったが、解約したい。</p>	<p>「誰でも簡単に稼げる」と言われて登録料を払ったが、全然稼げない。</p>
<p>ネット通販で「お試し価格500円」の化粧品を購入。実は定期購入になっていた。</p>	<p>正しく使用していたのに、家のドライヤーから急に火が出た。</p>

② どうやって相談するの？

- 平日午前8時30分～午後5時15分の間に下記へ電話をするか、窓口へ来てください。
- 市役所閉庁日は消費者ホットライン188(いやや!)へダイヤルしてください。

※ 相談は無料です。また、プライバシーは守られます。

③ 相談するときの持ち物は？

事業者のパンフレットや契約書など。トラブルの内容や経過が分かるメモがあれば、ぜひ用意してください。



はしもとししょうひせいかつ 橋本市消費生活センター

はしもとしやくしよ かい まどぐち しみんそうだんがかり
橋本市役所1階 窓口⑤ 市民相談係

そうだんちよくつう

相談直通:33-1227/FAX:33-1200

しょうひしや

消費者ホットライン:188(いやや!)

きがる 気軽に

そうだん 相談してね!



はしほう